

## 就学支援金に関するQ&A

- ◆ 制度について (質問1～質問5)
- ◆ 申請について (質問6～質問13)
- ◆ 審査結果について (質問14～質問19)

### <制度に関する質問>

#### 質問1) 「高等学校等就学支援金」はどんな制度ですか？

答) 授業料を無償化するための制度です。  
申請して条件を満たす場合は、授業料が免除されます。

#### 質問2) 制度の対象となるのは授業料のみですか？

答) 学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみです。  
入学金、教科書代や学校諸費など、授業料以外の学費は対象になりません。

#### 質問3) 授業料は自動的に無償化されないのですか？

答) 現在の制度では、就学支援金の申請者で条件を満たす場合のみ無償となります。

#### 質問4) 条件とはどのようなものですか？

答) 府内の公立高校に在学する生徒で、次の3つを全て満たすことが条件です。

- ① “保護者（親権者）等の課税標準額（課税所得額）×6%” から “市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）” を引いた金額が30万4千200円未満（父母ともに所得がある場合は父母両方の合算額）
- ② 学校に在学した期間が通算して36月を超えていない者
- ③ 日本国内に住所を有する者

#### 質問5) 課税標準額、市町村民税の調整控除の額とはどのようなものですか？

また、どこで確認できますか？

答) ○課税標準額

住民税（市民税・府民税）の計算の基礎となる金額です。

特別徴収税額決定通知書や課税証明書において、「課税標準額」「課税総所得金額」等と記載されています。

○市町村民税の調整控除の額

特別徴収税額決定通知書には、調整控除額の記載はありませんので、課税証明書を取得し、確認してください。

※『課税証明書』は、お住いの市区町村で取得できます。

### <申請に関する質問>

#### 質問6) 申請の流れを教えてください。

答) ○学校の事務室から全保護者（親権者）あてに、6月に申請書類を配付します。

（1年生は入学時と6月に配付します。）

○申請するしないに関わらず、全員、書類を提出し、申請する場合は府が審査します。

○審査の結果、「就学支援金受給資格」が認定された場合、その年の7月～翌年6月（3年生は翌年3月）の1年間分の授業料が無償化されます。

**質問7) 提出する書類はどのようなものですか？**

「受給資格認定申請書」を提出してください。

**申請しない場合**

「受給資格認定申請書」のなかの「高等学校等就学支援金の申請をしません」に✓して提出

**申請する場合**

「受給資格認定申請書」のなかの「高等学校等就学支援金の受給資格認定を申請します」に✓して提出

注意) ①その他必要事項を記載する

②「個人番号カード等の写し」等、収入確認ができる書類を添付する

**質問8) 「個人番号カード等の写し」が用意できない場合は、どうすればよいですか？**

**また、所得のない保護者（親権者）の場合は提出しなくてもいいですか？**

答) 個人番号カード等がない場合は、市役所などで「個人番号が記載された住民票の写し」を取得してください。

収入状況に関わらず保護者（親権者）全員分の個人番号カード等の写しが必要です。

**質問9) 入学時に申請書類を提出したのですが、6月にまた申請書類が配付されるのはなぜですか？**

答) 入学時の申請書類では、その年の4月～6月の授業料を無償化するかどうかを、保護者（親権者）の前年度の所得割額（前年の所得金額に応じて納める税額）から審査します。その後、7月～翌年6月の授業料を無償化するかどうかを、保護者（親権者）の現年度の所得割額から審査するため、年2回、申請をすることになります。

入学時に「高等学校等就学支援金不申請確認書」を提出した場合も、再度「受給資格認定申請書」を提出していただきます。

**質問10) 申請をするかどうか悩んでいます。**

**また、以前の審査では不認定となりましたが、再度申請をしてもいいですか？**

答) 所得割額が不明な場合、申請をお勧めしています。生徒の8割が申請をする制度であり、所得状況によっては一度不認定であっても翌年は認定されることもあります。

**質問11) 6月の「意向確認書」は「申請しない」で提出しましたが、途中で申請することはできますか？**

答) 事務室へご連絡ください。

ただし、認定の場合は申請した月以降の授業料が無償化されますので、さかのぼって支払いが免除されることはありません。

**質問12) 申請は毎年するのですか？**

答) 就学支援金を受けるためには、毎年、申請が必要です（1年生は年に2回、2・3年生は年に1回）。学校から書類を配付しますので忘れずに提出してください。申請をおこなわない場合は、授業料の負担が発生します。

**<審査結果に関する質問>**

**質問13) 「受給資格認定」「不認定」「受給資格消滅」は、それぞれどのような状態ですか？**

答) 申請して審査を受けた場合、次の結果が通知されます。

○受給資格認定

就学支援金の受給が認められ、授業料が無償化されます。

○不認定

条件を満たさないため受給が認められませんでした。授業料を支払う必要があります。

○受給資格消滅

以前認定されていましたが、今回の審査で条件を満たさないため受給資格が取り消されました。授業料を支払う必要があります。

**質問 1 4) 「一時差止」はどのような状況ですか？**

答) 以前認定されていた生徒が「意向確認書」を「申請しない」で提出した場合、受給資格を一時的に差し止めたと通知されます。授業料を支払う必要がありますが、年度途中で申請することもできます。

**質問 1 5) 授業料の支払いはどのようにするのですか？**

答) 事務室から配付される用紙で口座振替の手続きを行っていただき、その後、定められた期日に口座から引き落とします。受給資格がなくなった月から月額9,900円を支払っていただきます。

受給資格認定となった場合は、学校が代わりに支払いをするため手続きは必要ありません。

**質問 1 6) 審査結果に疑問がある場合は、どうしたらいいですか？**

答) 簡単な内容は学校事務室でお答えできますが、審査の詳細については通知に記載された府の担当者あてに問い合わせしてみてください。

**質問 1 7) 所得額の修正申告を行った場合、審査への反映の有無について確認することはできますか？**

答) 時期によっては修正前の所得額(所得割額)で審査されている場合もありますので、審査結果に不安がある場合は府の担当者へお問い合わせください。

**質問 1 8) 休学(復学)・転学・退学になった場合、手続きが必要ですか？**

答) 認定されている場合は次の手続きを行います。

○休学

「支給停止申出書」を提出していただきます。休学中は支給されません。

復学の際に「支給再開申出書」を提出することで支給が再開されます。

○転学

「受給資格消滅通知書」を発行しますので、転学先の学校へお持ちください。

○退学

「受給資格消滅通知書」を発行しますので、お手元で保管してください。